

平成二十四年第四回六戸町議会議事録（第二号）

開 議 平成二十四年九月四日 午前十時

出席議員（十二名）

一 番	杉 山 茂 夫	二 番	附 田 輝 雄
三 番	久 田 伸 一	四 番	高 坂 茂
五 番	下 田 敏 美	六 番	川 村 重 光
七 番	河 野 敏 豊	八 番	円 子 徳 通
九 番	母 良 田 盛 昭	十 番	山 本 徳 実
十 番	金 崎 盛 三	十 二 番	苦 米 地 繁 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 豊	副 町 長	保 土 澤 正 教
総務課長	坂 本 定 美	企画財政課長	保 土 沢 博 昭
税務課長	棟 方 晃 祥	産業課長	松 村 茂
町民福祉課長	保 土 沢 定 一	建設課長	下 田 正 幸
病院事務長	田 中 茂 樹	会計管理者	山 本 晃 広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議事日程	事務局長	監査委員	事務局長	事務局長	選挙管理	農業委員会	教育課長	教育委員長
日程第一	田中	田中	坂本	松村	川村	根	長	長
諸報告	義喜	義喜	定美	政則	富栄			
一般質問	聖喜	聖喜	美	茂	則	栄		
通告者	輝敏	輝敏						
五番	美君	美君						
二番	雄君	雄君						
四番	茂君	茂君						
七番	河野	河野						
	事務局長	事務局長	代表監査委員	選挙管理	農業委員会	教育委員長		
	畠山	畠山	米内山	高橋	金	櫻田		
	正子	正子			盛	泰		
			功	司	一	弘		

会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

一番

杉

山

茂

夫

二

番

附

田

輝

雄

△△ 議 議 の 経 過

議 長（苦米地繁雄君）

おはようございます。

ご着席ください。

ただいまの出席議員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前十時一分）

議 長（苦米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第一 諸報告を行います。

地方自治法第二百二十一条の規定により出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりでございます。

次に、日程第二 一般質問に入ります。

一般質問の通告者は四名であります。

通告の順により一般質問を許します。

最初に、五番、下田敏美君の発言を許します。

五番、下田君。

五 番（下田敏美君）

一般質問に入る前に、一言申し上げますことをお許しいただきます。

ことしの夏はスポーツに感動した人が多かったのではないだろうか。ロンドンオリンピックのメダルラッシュ、中でも団体競技のメダル獲得は感動を呼びました。そして、光星学園高等学校の甲子園三期連続の準優勝は、立派の一語に尽きると思います。地元選手が少ないとは言え、青森県の高校野球も全国レベルに達したあかしだと思えます。子供たちはこの感動をすっかり胸に焼きつけて、夢を追い求めてほしいと願っております。一方、町内に目を向けると、去る八月三十一日、九月一日、二日に行われたろくのへ秋まつりを見て、若者や子供たちの元気な姿に接し、六戸町の未来を明るいと感じました。今後とも実行委員会並びに各町内会のさらなる活躍をご祈念申し上げます。通告に従い一般質問に入らせていただきます。

公道を新設、改良工事をするとき、縦断設計は地域開発を考慮してグラウンドレベル以下にすべきでないかについてであります。

国道、県道、町道が新設される場合、ほとんどの地域で縦断設計はグラウンドレベルより数十センチから中には数メートルも高くして工事が施工され、道路に面した土地を地域開発する場合は、相当数量の盛り土を余儀なくされている現状にあります。もし排水事情が許すなら、今後の工事はグラウンドレベル以下にすべきと思いますが、町長より次の点について伺いたします。

一、公道に面した土地を地域開発する場合、ほとんどの土地が盛り土を余儀なくされて地域開発がしがたいので考慮すべきと思いますが、町長の考えは。

二、この盛り土の採取によって、地域の山が削られ赤土の肌が見えるようになり、自然豊かな町の景観が壊されていくので、排水事情が許すならできるだけグラウンドレベル以下にすべきでないか、以上二項目についてであります。

次に、町民バス停留所並びに十鉄バス停留所の簡易待合室を整備してやるべきと思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

一、町民から雨、風、雪をしのげる待合室の設置が求められています。特に冬場が大変と思うので、整備すべきでないか。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

二、十鉄バスが運行されてから五カ月経過しましたが、待合室がないため道路に座って待っている生徒もいるので、十鉄と協議の上、設置してやるべきでないか。

三、停留所に街灯がないのであわせて整備すべきでないか。

以上、二点について申し上げましたが、町長の簡潔なご答弁をお願い申し上げます。私の第一回目の質問を終わります。

町

長（吉田 豊君）

五番、下田議員さんよりご質問いただきました。冒頭、スポーツの活躍、そしてお祭りの皆さんの頑張りに対しましてのお言葉、全く同感でございます。本当に与えられた条件の中で最善を尽くしながら、皆さん一生懸命頑張っているということ、そのことはすばらしいことだなというふうに思っている次第でございます。

それではお答えしてまいりたいというふうに思います。

公道を新設改良工事等をする場合の縦断設計、地域開発を考慮してグラウンドレベル以下にすべきではないかということにつきまして、お答え申し上げます。詳細として二項目ほどの形でご質問となっておりますが、まずは通常の公道に面した部分、または盛り土等によって山を削って土を取る、その場所のことだと思っております、それについて一括しながらお答え申し上げます。

まず町道の新設改良する場合の基本的な考え方を説明申し上げます。道路の新設改良は、道路構造令の基準に基づき設計することになっておりまして、道路構造令では、道路設計における縦断計画の基本的な考え方を、起点部、道路交差部、終点部の現道高さを基準として、交通量に応じた設計速度や縦断勾配に基づき決定するというふうに示されております。当町におきましても、道路の設計を行う場合は、この構造令に基づき行うこと

ということになります。そのほかに、土地の形状、排水の処理、切土、盛り土のバランス等を考慮し、できるだけ工事費が無駄にならないよう努めて設計されて工事が行われております。今後においても、このような基本的な考えのもとに安全な道路づくりを心がけてまいりたいというふうに思います。

また、二点目のところになりますが、土石採取の認可につきましては、砂利採取法に基づき、上北地方県民局が認可することとなっております。認可に当たっては、青森県景観計画策定ガイドラインに、土地面積三千平方メートル、高さ五メートルを超える土石の採取について、周囲と調和した緑化樹木の保全をすることというふうになっております。認可を受けた土石の採取行為については、町の権限として制限することはできませんが、採取後の土地について問題が生じるようなケースには、県民局と連携を図って、周囲と調和した緑化樹木の保全のため指導してまいりたいというふうに考えるところでございます。

二点目の町民バス停留所並びに十和田電鉄、十鉄のバス停の簡易待合室を整備したほうがいいと思うがどうか、ということに対しまして、お答え申し上げます。バス停の停留所については、地域のご要望によりまして、設置する場所等の問題等がクリアしている場合に、待合所を設置し、現在は町内二十一カ所設置しております。今後におきましても、地域の設置要望があった場合、場所の確保が可能であれば整備検討を進めてまいります。また、民間バス路線の停留所につきましては、高速バスの待合室が一カ所設置されているのが現状でございます。民間バス路線の停留所は、基本的にはバス事業者の管理でございます。今までのところ設置要望の声は寄せられていなかったことから、現在のところ町といたしましても、これに関して今現在、整備をするという考えは持ち合わせていないというのが現状でございます。

次に十鉄、十和田電鉄の電車線廃止後のバス路線につきましては、運行後五カ月を、ご質問にもありますように経過いたしました。三本木農業高等学校前のバス停のバスレーンや歩道の整備を、県民局が具体的に進めることというふうになっておりますので、今後におきましても、安全、円滑な運行に必要なものは関係機関に要望してまいりたいというふうに思っております。待合所につきましては、停留所がバス事業者の管理という

議

長（苦米地繁雄君）

五番、下田君。

ことになりますので、まずはバス事業者の考えを尊重し、その上で町がお手伝いをするのであれば検討してまいりたいと考えておるところでございます。また、停留所の街路灯につきましては、地元町内会のご要望により、これまでも行ってきた街路灯の設置支援を継続してまいりたいというふうに思います。なお、平成二十四年度におきまして、停留所への街路灯設置要望のありました町内会へは設置することとし、既に入札を終えているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

五

番（下田敏美君）

あえて私は質問の中で公道と言ったのは、やはり国道、県道、六戸には国道四十五号、それから県道が走っているわけですが、一番わかりやすいのはバイパス、国道ですけれども、それから県道もそうです。極端に言えばメートルからメートル五十、四十五号線であれば二メートルも高い。だからあの沿線に、いろんなものを建てたいとなっても、なかなか二メートル盛り土するのは非常に困難です。今、町長から聞いたら、工事費を無駄にならないように工事するというのであれば、趣旨から言えば、そんなに盛り土しなくても、私は排水事情が許すのであれば、二メートルも高くしなくてもいいのではないかなと思うんですけれども、特にあの七百のバイパス、あれもかなりの、私もあそこに結構土地あるのですが、トラクターでは不可能です。取りつけ道路をつくってもらっても、下がっていくには不可能です。それだけ急なんですけれども、ですから必ず国・県とは町と協議するわけですが、我々住民から言わせると、できるだけ低くしてもらえれば、いろんな建てる場合には建てやすいなど。それから宅地化しやすいようにしておけば、それからも固定資産税が上がってくるわけですよ、建てやすいようにしていればね。だから町道でも同じですが、見るとどこでも七、八割は道路が若干でも高い。低いなと思われるところはすこ



く少ないですね。だから、これから整備する場合、道路改良する場合にも、排水事情が許すならできるだけグラウンドレベルを低くしてほしいと、私は地元住民の要望も兼ねて町長に申し上げたいと思います。

それからバスですが、六戸十カ所あります。三農高前、あれは門から奥は十和田線なんです、前は六戸です。三農高から始まって春日台まで六戸十カ所ありますけれども、夜回って見たら春日台一カ所ですね、外灯がついているのは。で、見ればやっぱり十カ所見ると九時まであるんですよ、バスの時間が。見たら、女子高生が多分部活を終えてきたと思うんですけども、真つ暗なところをおりていくわけですね。だから、やはり防犯上も好ましくない、私はそう見ました。ですから、今町長が言ったように、町内会によく説明をして、やはり一日も早くつけてやるべきだなと、そう思っています。

それから、今、私鉄だから相談があればやってやるというような話ですけども、私も早速、今、町長から回答を得ましたので、十鉄にもそのことを教えながら、やっぱりバス停は、待合室は整備してやるべきだと思います。電車が走っていたときは停留所がありました。ちゃんと電気もついて、雨風をしのげる停留所があったわけです、停車場が。ところが一たんバスに変わったら、全く外に放り出されたも同じで、外灯はない、バス停がないということ、非常に不便を感じている人が多いと思います。私も道路でおばあちゃん連中と会うと、おい敏美、やっぱり待合室ほしいな、町民バスでも待合室ほしいなど、特にことは冬が長かったからつらかったと、やっぱり町立病院に来るには町民バスしかない。だから全部じゃないんだけど、やっぱりそういう主要な乗降客が多いところは優先してやるべきだなと、そう思っています。

二回目の質問を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長 (吉田 豊君)

まず公道等に関してグラウンドレベルでというお話、実際は全く同感でございます。私が一番最初に感じましたのは、六戸の国道バイパスを見たときに、あそこは湿地帯というかやわらかいからやむを得ない部分もあったのですが、これだけ通常の土地と落差があれば、当然そこを開発するに当たっては、開発する側が莫大なコストがかかるというのがあります。農道等においては、逆に切り土にされてしまって、その田んぼとか畑からおりたりする場合、下りも同じでございますが、これはある程度先ほど言った縦断構造の中からやむを得ないというものの、やはり水平な状態があるならば、その土地の活用という部分は、非常にご質問のように高まるなというふうに考えております。町としては、生活により密着したような小道等も出てまいりますから、極端にそこに盛り土にしたりという、そういうことはいたしません、県のバイパスであつてみたり、国道、今の上北道路等におきましても、完全に高いところですから、向こうとこっちが分断されるということも考えられます。また通過量によりますけれども、よく片側二車線の道があれば渋滞はないと、車の側からいけばそういうことになるんではあります、その土地としては片側二車線で真ん中にセンターがありますと、完全に左右が分離された地域というふうになって、大都会であればどうかわかりませんが、地方にあっては逆に地域振興に支障になるというような場面も、場所も見受けられます。今ご質問いただいたとおりで、私は全く同感でございますから、今後、ご質問賜ったことを受けながら、国及び県等にお話をする機会があれば、このグラウンドレベルという形でやれないかということ、地形状のことではいろいろあるのかもしれないけれども、一応考え方として、我々地方に暮らしながらいるものとしてそれを発言してまいりたいというふうに思っております。

またバス停に關しましては、今、十和田観光電鉄さんが廃線という形になって、今、バスが通っている。ただ事業、先ほど申し上げましたように、バス事業所自体がどのようにするかという考え方を伺いませんと、私どもとしては町だけがそちらをやるというのはふさわしくない発想だなというふうにとらえております。今、町の町民バスの場合、実際のところ、先ほど二十一カ所というふうに申し上げましたが、これはわざと設置をしないのではなくて、要望があつた箇所があれば、議会の皆様にもお願いをしながら補正をかけてでも設置していくという形になっております。それから町の停留所は、実際は移動可能になっております。スクールバスを兼ねておりますので、地

域によって、こちらのエリアに小学生が多いということになれば、そのバス停を移動させるということも可能なように、実際の待合所なんです。それは持ち運びができると思いますか、そういう形のものになっております。ですから、固定するわけではないんですね。路線バスの場合、これは事業所さんのほうのことなんで詳しくはわからないんですが、恐らくバス停というのは軽々とは移動はできないのではないのかなというふうに思います。それらにあわせながら事業所さんがどうあるのか、そして地域の昇降する乗客にかかわる待合所としてのあり方、そのことで私ども町として協力できる部分があれば、今後相談しながら協力はやぶさかではないというふうに思っております。ただ具体的な動きが確認されない以上は、私どものほうから先にお話をするというのもいかなと思っておりますので、今ご質問がありますように、待っている方々が、雨風、特に冬や何かの寒さのときには大変だろうということはわかります。そのことも機会がありましたら十鉄さんにお話しし、そして私どもはどうやっていけばいいのか、その辺を考えてみたいというふうに思います。

議 長 (苦米地繁雄君)

五番、下田君。

五 番 (下田敏美君)

三回目の質問をさせていただきます。

まず、一番わかりやすく言うと、宅地化しやすいような道路をつくってほしいということだと思います。私、地域住民からいうとですね。

それと、ここから見ても、三階から見ても、南のほうを見て見ると上吉田がだいぶ赤土が見えます。ですから、やっぱり盛り土を少なくすることによって、これも一つのエコだなと私は思います。やはり環境に優しい道路づくりをしてほしいなと、そう思います。

それからバス停ですが、私、町民バスのバス停を、こう要所要所見てみました。議長のところの折茂までバス停

があるんですけども、南のほうは、北のほうはなかなか見えないと、やはりこれは政治力の差かなと、そう思ってますけれども。バス停を見たら、やっぱり立派なバス停がありました。はかってみたら一間の一間半のバス停なんです。これも総務課長に言ったら、おれのところ土地貸すよと、貸すから建ててくれと、いや、公職選挙法違反だからこれはだめだと断られたんです。確かに百十九条の違反だそうなんです。ただで貸すというのは。じゃ、一円入札があるから一円払うと言ったらこれもまただめだということなんです。よく町内会の区長会議等で私が説明して、できるだけ設置しやすいように説明してほしいなとそう思っていました。特に北方方面を歩いてみたら少ない。二十一カ所のうち北方方面のほうは少ないように感じていました。

それからバス停で一つお願いしたいのは、やっぱりもう一回念を押しますけれども、十鉄も十カ所のうち多いところはあつたわけです。そういうのはやっぱり、私はちよつと誘導しながら、協議しながら設置してほしいなと、一つの見本をつくってほしいなと、そう思っていました。

以上、お願い申し上げます、三回目の質問を終わります。

## 議

長（苦米地繁雄君）

町長。

## 町

長（吉田 豊君）

まずグラウンドレベルに関するものでございますが、先ほど申し上げましたように、考えは全く私も同じように思います。国等を含めて、盛つてしまふというのは、凍害等の関係もあつて、または周りからの水が道路のわきの側溝に余りにも入りすぎるといふようなこともあつてやるのかもしれないが、確かに私も土地を活用するものとしてはご意見のとおりだといふふうに思いますので、先ほど言った構造令にかかわるものは破るわけにはいきませんけれども、でもそれにご質問でありましたような形で、活用しやすい道路の整備という部分、私も町はもちろんそれを心がけますし、県及び国との関連もありましたら、先ほど申し上げましたように、こちらからの考え

として申し述べていきたいというふうに思います。

また待合所に関しまして、実際、政治力は全然関係ございません。すべて区長会議やいろんなものを含めながら、町の町民バスの場合は、場所の設置、それから先ほど言いましたスクールバスが基本的な部分にありますので、子供たちの関係ということで、学期ごとにかえたことはいないんですが、やむを得ない場合は一学期ごとでも停留所の場所を移動しようか、かえてもいいですよというような考え方を持っています。ただ、あくまでそれは停留所の設置箇所は、その地域の事情、土地がどういふふうになっているかとか、そういうことが地域において解決されたという、解決というよりもオーケーであるということを確認した上で設置しております、これからもそのような場所があれば、確定したのであれば、私どもは当然のこととして待合所等設置していきたいというふうに思っています。

立派といえ、写真は確か四角いやつだと思えますが、最初は六戸町です。六角形の、鳥のかごのように真ん中からつるせるやつをつくりました。それはすぐクレーンで、ユニットですので、さっさと動かせるものですから、そういうのをつくりましたが、それは製造コストがちょっと高くつきました、四角い形のほうがなりませんが、写真で示していただきましたそういう待合所という分を、町民バスの場合には要望があつて設置し、かつバスが寄れる地域の方々と相談した中でやっておりますので、バス停のない地域の人たちは地域の課題として協議していただいて、私どものほうに来ていただいて、そして、その場所等の条件という部分をお聞きいただいて、それを整えていただければ私どもは早急に対処していきたいなというふうに思っております。

十鉄にかかわる部分もご意見全く同感でございますが、私、前の駅舎に立っている木造等、あれなんていうんですかね、透明なあれでつくった、ああいうものをはがしてまた使えないものかなということを考えてこともありますが、ただ、それにしましても初動はあくまで事業主が、まずこのバス停と、恐らく六戸にということになれば、六戸町だけでやるというのも、事業所に関しては、公の立場としては、ベースが事業所でなければいけませんので、それが仮に協力する形になったにしても、事業所さん自体が、他の地域、広範囲にあるでしょうから、そこのバランスという部分がどうなっていくのかということもあると思いますので、先ほど申し述べさせていただいたよう

議

長（苦米地繁雄君）

に、ご意見をいただいたということ踏まえて、私どもはそういう待合所をつくってあげるにはどうしたらいいかを相談してみたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

三回目の質問が終わりました。

これで、五番、下田敏美君の一般質問が終わりました。

次に、二番、附田輝雄君の発言を許します。

二番、附田君。

二 番（附田輝雄君）

昨今、厳しい残暑に見舞われている今日、町民の皆様は体調管理に気を配っている日が続いていると察しております。また農家の皆様に関しては、野菜等、高温被害による品質低下も心配されているのではないのでしょうか。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、当町における空き家の実態及び今後の対策について伺いいたします。

高齢化が進む当町としても、高齢者が施設等に入り、その家族が町外もしくは県外に在住していて、今後も帰る予定がなく空き家となっているケースが一つの要因となっているのではないのでしょうか。さまざまな事情があつて空き家になっているとは思いますが、その実態を把握しているのでしょうか。また、当町に移住形跡のない空き家のおおよその軒数を知らせてください。また、町内に見受けられる空き家に関して、今までに苦情はもとより、事件、事故等がありましたら、その事例を聞かせてください。通学路の確保、周辺住民の安全確保、倒壊や景観の悪化などが懸念される空き家対策として、今後空き家条例を制定する考えがあるか、町長の考えをお伺いいたします。

次の質問に入ります。

北地区に憩いの場として公園の整備について伺います。

## 議

長（苦米地繁雄君）

町長。

みんなの六戸二〇二〇プランの中に、当町には都市公園が二カ所、それ以外、公園等が十二カ所整備され、人口一人当たりの公園面積は高い水準となっているとうたわれています。しかし、その場所を見ますと、いこいの広場、おひとり公園、その他は小松ヶ丘地区に集中しているのが現状であります。そこで、北地区の住民が憩い、交流のできる場として、緑地公園の整備を要望いたします。場所については、開知小学校の東側空き地、学校の近くでもあり子供たちの課外授業にも便利ではないでしょうか。管理については、地元ボランティアグループが率先してやる考えです。これについて町長の考えを伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

町  
長（吉田 豊君）

早速ではありますが、二番、附田議員さんの通告によりまずご質問に答えさせていただきますというふうに思います。

まず、空き家に対するご質問でございますが、近年、高齢者世帯がふえまして、施設や親族等の住居に転居するなどさまざまな要因で、住居形跡のない、空き家と私的な部分を言っているかわかりませんが、住居形跡のない建物が町全体に存在していると私自身も感じております。軒数につきましては、町単独で調査をしたことはございません。しかし、平成二十二年度の国勢調査におきまして、調査区域、図面をもとに確認しましたところ、空き家と思われる棟数は町内に約二百六十棟となっております。

過去における事件についてということですが、何かあったのかということですが、十和田警察署より確認しましたところ、そのような住居に関連したものの事件というものは発生していないということでございます。苦情等につきましては、主に強風等によって壁の倒壊や樹木の倒木、屋根のトタン等の飛散について

の苦情が寄せられております。早急に対応しなければならぬ事案に關しましては、町や消防等で一時的に対応し、そのほかにつきましては所有者に連絡をいたしまして、所有者の責任において対応していただくことと、そのようなやり方をしております。空き家対策は、消防、危機管理、景観など關係する機關と相談していくことと、適正な管理に關する法制面からの研究、現状の把握が必要でございまして、地域の生活環境の保全、あるいは倒壊による安全性の確保、犯罪、火災等の防止のため、所有者の責務において適正な維持管理をしていただきたいものと考えているところであります。

申し上げるまでもなく、空き家と称される居住実績のない建物は、あくまで個人の財産ということでございますから、町で処理を行うということはできません。可能であれば、空き家になる前にそこに住んでおられた方々、日常おつき合いをされていた方々、その所有者と連絡体制を地域の方々がつっていたら、住民同士がコミュニケーションをとっていただき、その連絡のあり方を構築していただければ、一番理想的な形になり得るのではないかと、その旨で私も自治体のほうにご連絡をいただきやるのが一番対応しやすいのではないかと、いうふうに思っております。今後、ますます管理されていないと申しますか、そのような住居、空き家がふえ、町の環境面や防犯上から、町民が安全・安心な生活ができなくなるようなことが続くようであれば、条例制定ということも考えなければならぬ時期が来ると思っています。条例等に関しまして、単に空き家があつて、今申し上げたような環境面からの問題があるということばかりではなく、条例等に関しまして、それを設けるに当たっては、その空き家の活用という部分をどのようにすればいいかというポジティブな考え方も検討しながら考えていく、条例等を考える場合には、そういうふうになっていくのかなと思つておられるところがございます。今、現段階で緊急時の管理は行つておりますが、大きなところはありませぬので、条例という具体的な形は今のところは検討しておりませぬ。今後の状況を見ながら対応してまいりたいものだなというふうに思っております。

続きまして二点目の、北地区に憩いの場所としての公園整備についてということに關してのご質問でございます。ご質問にありましたように、当町の公園は、基幹公園として館野公園を始めとして十二カ所整備されております。そのほかにも農村公園として四カ所整備され、地元町内会等で管理、利用しているところがございます。この農村



公園につきましましては、地元町内会の要望によりまして、場所の選定等、住民の意向のもとに農村総合整備モデル事業によって整備し、開知小学校区内では沖山、七百両地区にそれぞれ設置し、現在に至っております。

ご質問の開知小学校東側の土地につきましては、地元の老人クラブからのご要望があり、会員等の健康増進のため、ゲートボール場及びグランドゴルフ場としてことし五月から使用されております。また草刈り等の管理につきましましては、無償で行っていただいているところでございます。現時点では以上のような状況にありますが、農村公園は整備済みですので、新たな緑地公園を整備する、農村公園としては整備する考えはありませんが、今後地域の要望や必要性、今の利用状況の中を照合しながら、整備の緊急性があるかどうか等も含め、その辺を考慮して今後判断してまいりたいというふうに思っております。ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長 (苦米地繁雄君)

二番、附田君。

二 番 (附田輝雄君)

ありがとうございます。

一番の空き家の対策に関しては、やはり一つの事例として、やはりどうしても景観が悪くて、どうしようもなく、その住居の方が電話を差し上げて、もう周りをちよつと整備してもいいですかということでも許可を得て、お盆前にやったという経過があります。それは町内会です。それは場所が、居どころがわかっている人に関してはそうやって連絡をとりながらやっておりますけれども、どうしても本当に遠くにいて連絡もつかない、そういううちもあるわけですよ。その辺を今ちよつと苦慮してはいますけれども、それはもう言葉は悪いですけども、無断で入り口程度の雑草を刈り取りしたり、その程度で抑えていますけれども、あとは正直に言って、一年ごとに、さつき町長もおっしゃるとおり、トタンがはげてきたり壁がはげてきたり、それがまたたまたま通学路に面している空

き家だったりしていますので、私もちょっとインターネットのほうで見たら、今、各市町村で、青森市は雪の重みで空き家が倒壊するというところで考え中ということでありましたけれども、これは徐々に多分この市町村でもこういう問題が今後出てくると思います。それは一つの、私は今すぐどうのこうのと言っているわけではありません、やはり長い目で見て、やはり六戸町も、さっき町長がおっしゃっていたとおり、高齢者の方がこれからますますふえてくると思います。その辺で考えてもらえればよろしいかなと思います。

また、公園に関しては、確かに七百地区には農村公園があります。私もちょっと長老さんの方々とあんまり話してなかったんですけど、今、実は公園と称してはいますけれども、お盆のお墓の駐車場になっっているみたいな、それが実情で、管理は地区でやっておりますけれども、それはそれとして、それも今後整備していかなければならぬとは思っていますけれども、やはりさっきも言ったとおり、近くにああいう空き地、空き地という言葉に語弊がありますけれども、そういうのがありますから、そこを何とか利用して、先ほど言われました敬老会のほうとも話をしながら、全体で、地区で管理をしながら、ただし大きい公園をつくってくれとかそういう要望はしております。芝生を敷くとか、あとはあずまやを一軒建ててもらおうとか、あとは木を数本程度植えて、その程度の公園と、私はそのような考えで申し上げました。だから、そういう立派な公園とかそういうのは要望していませんので、何とか前向きな姿勢でよろしく願います。

以上で二回目の質問を終わらせていただきます。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長 (吉田 豊君)

まず、空き家に関することについてお答え申し上げたいというふうに思います。

先ほど一回目の答弁の中でポジティブにとらえてというお話をさせていただきました。と申しますのは、空き家

というのはあくまで個人の私有物になっております。なぜこういうふうになるかという実態の中に、大きな要因として相続のことがあったり、個々の問題なんです。なかなか第三者が応用をきかせるのには複雑な環境下に置かれているというケースがままあるようでございます。これは相当昔の話なんです。これはその地域の環境という部分もあったのかもしれませんが、有名な九州の湯布院、あそこはこのような空き家が出たときに、芸術家やいろんな人たちにその空き家を活用する事業を行いました。その方々が、当然古びてきたり壊れてくるような部分をお借りした方が直すものですから、今ご質問にあったようなことには、なかなかそういうふうにはならない。結果的には今国際映画祭みたいなものをやっておりますけれども、それが行われたのはかなり前ですが、やはり人々が活用できるようにした。その活用できるようにすることは、先ほど申し上げたように、その家屋が人に貸してもいいような条件づくりが可能なものかどうなのか、そうすると私も自治体としても登録をするような形の中で、このような活用をする方に提供、私どもの町には、大きいうちだけれども、こういうふうに使えますよというような情報といえますか、そういう提供の仕方ができるのではないのかなと思ったりしております。今、空き家の状況になっていくという、どっちつかず、または連絡先がわからないというのは、実際のところ、個人と地域の人、書類上のことで追跡調査は役場はやりやすいということはあるものの、実際の実態という部分にしましては、地域に長年そこに住んでおられた方とおつき合いある方のほうがより詳しく事情を知っている場合が多いのではなからうかなというふうに思っております。条例等を考えるに当たっては、その利活用等も、単にあげているから貸してくれじゃなくて、それがいい意味で他の方々には活用できる、そして手入れができるような環境も含めて、条例等を考えるに当たってもやっていったほうがいいのではないかなと、単に邪魔者であるというとらえ方ではなくいくことが私どもにとっては重要ではないのかなと思っております。今後そのようにとらえながら、今後もご意見を聞きながら、条例というのがどうあればいいか考えてまいりたいというふうに思います。

また、公園にしましては、公園というものでもって整備をするという考えを現在持ち合わせていないということを先ほど申し上げましたが、今、再質問のご意見の中で、人々がそこに憩える場所というのがあります。樹木等を設置し、そして地域住民が活用するということであれば、例えて言うなら、現在使っていないので、それ

議

長（苦米地繁雄君）

二番、附田君。

二番（附田輝雄君）

大変貴重な意見、返答ありがとうございました。

一つには、この空き家です。先ほども私が第一回目の質問のとき言いましたけれども、今、市町村、各地でこういう空き家に関しての問題、それに取り組んでいると思います。どうか当町もそれに遅れをとらないように進めていただければよろしいかと思えます。

あと公園については、やはり地区のほうも、今、私の地区では一番力を入れているのは、やはり環境づくりといえますか、そういうのが毎月一回の、これはどこでもやっているかわかりませんが、掃除とか、そういうの

らとの兼ね合いという部分をどうするかというのは、その地域の方々との相談ということになるかというふうには思いますが、仮に今ご質問にあった樹木の植栽であったり、そういうものがありますと、例えて言うなら、私も町で行っている里づくり事業でもつての展開をしていただいて、そして、その地域の方々で、それなりの木陰をつくるなり何なりのものとしての樹木の植栽という事業にも、そういう応用もできるのではないのかなというふうに思ったりしております。町自体がやる方がいいのか、または地域の皆さんがそのようなものを活用しながら、この公園らしく憩えるような環境づくりをなさるか否かということがあろうかと思えます。今後、私もから現在使っていらつしやる方々、了解を得て地域のためというので、敬老会含め老人クラブのほうで頑張っていますので、それら等の中で、あの土地が本当に公園的にはどうすればいいのか、可能なかどうなのかも、一応今後ちよつと見させていただきたいというふうに思います。どちらにいたしましたとしても、地域としての意見という部分が大きな基本になるというふうに思いますので、今後よろしく皆さんとの協議、進展をご期待申し上げたいというふうに思います。

を実施して、とにかく環境づくりに力を入れましょうということをやっていますので、その辺も考えて、何とか前向きな考えで進めてもらえればとそういうふうに思っております。

これで三回目の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

空き家に関しましては、先ほど間接的な立場で国勢調査からの戸数の把握という部分で数値を申し上げましたが、ご質問のとおり、これからの社会において放置し得る項目ではないというふうにとらえております。町として直接的に空き家と限定して調査していかどうかは調べなければいけませんけれども、今この問題を、今後においてどのようにやっていくのかという戸数や数値、または現状の確認という部分を、私どもも旨としながらやってまいりたいというふうに思います。

公園のほうは先ほど申し上げたとおりでございますので、いろんな活用する手段という部分、またいろいろとご相談しながらやっていければ幸いだなというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

議 長（苦米地繁雄君） 三回目の質問が終わりました。

これで、二番、附田輝雄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前十時四十八分）

議 長（苦米地繁雄君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、四番、高坂茂君の発言を許します。

四番、高坂君。

四 番（高坂 茂君）

質問に入る前に、一言申し述べさせていただくことをお許しいただきたいと思えます。

最初に、下田議員が質問の前にあいさつがありましたけれども、スポーツの夏、祭典、高校野球、それから秋祭り、私も同感です。もう一つ加えて、ロンドンのパラリンピック、障害者のためのスポーツのイベントです、これについても、やはり我々は大いに拍手を送るべきではないかなと思います。なかなか健常者のスポーツの祭典に比べると、なかなか取り上げる機会がないと思います。私はテレビでも、ああいうハンデイのある、目が見えないと難聴とか、言葉は悪いんですけども、手足が不自由とか、そういった方々が頑張っている姿を見ると、やはりスポーツは共通のコミュニケーションの場になるんだなと思っております。我々も障害者に負けないように、しっかりと地に足をつけて進めればいいなと思えます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。まずは、当町の防犯灯についてお伺いします。

そもそも防犯灯はどのような意味合いを持つものでしょうか。一つは犯罪抑止のためであり、また地域のコミュニケーションを明るく照らし、子供たちが学校へ通うにも安心が保証される明るさが必要と考えるからです。ここで、この防犯灯、あるいは街路灯でもいいです、今感じていることを私なりに述べてみたいと思えます。地域の防犯灯

については、当初は裸電球から始まり、蛍光管式となり、しばらくして水銀灯に変わり、最近ではLED式の灯具に変遷しつつあります。これはどういうことかといいますと、この発達した科学技術の進歩とともに、二酸化炭素の排出量増加が地球温暖化に大きく影響を及ぼしていることとなった、このことから世界の国々で温暖化抑制策を数値目標化とし、地球の環境保全に取り組み始めました。つまり、私たちは日常生活の中で、この環境に優しい、自分にできることを実践していかなければ、やがて取り返しのつかない時代に直面するのではと危惧するものです。旧来の蛍光灯、水銀灯式とLED灯式に切りかえた場合の利点は、二酸化炭素の排出量と使用電力量は半分以下と言われています。また、電気料においても同様な安価な料金で賄えるのであれば、これはぜひとも交換に値すると考えますが、我が町も地球温暖化対策としてこのようなことを実践していますと内外に発信できないか、町長の見解をお伺いします。

次に、私が住んでいる堀切町内会を見てみた場合、防犯灯の設置箇所は数十年来ほとんど変わらず、しかも旧来式の蛍光灯は依然として残っており、外見上も昔と何ら変わっていません。これではこの地に住んでいる人たちにとって、文化の恩恵を受けていないのと同じだと思えます。子供たちが将来この地に住みたいと強く思えるような環境をつくるのが大人の務めであり、他の地からもこの地に住みたいと思わせるためにも、もっと明るい地域の環境づくりが必要と考えます。このような環境にも優しく長寿命で経済的なLED式の防犯灯への灯具変更に対し、町の助成制度ができないかについてお伺いします。

三点目は外灯料金についてですが、例えばこのLED灯にかえた場合、使用電気料は従来の灯具の半分以下ということと考えたとき、単純に今の二倍の防犯灯設置が可能です。しかし、灯具は一基数万円とかなり高額です。このことを踏まえ、各町内会から新設の要望があれば、経費についての補助として半額程度の助成ができないかについてお伺いします。

次に、教育の現場について、教育長に質問いたします。

初めに学校におけるいじめの問題です。ことしの六月から七月にかけて、滋賀県の大津市大津中学校の生徒がいじめを苦に自殺し、これが大きく取り上げられ連日報道されました。学校あるいは教育委員会の対応はどうすれば

よかつたのでしようか。このことは他人事ではなく、いつの時代でもどこにおいても起こり得る大きな問題としてとらえておかなければならないことと思います。いじめに遭い、生活の多くの基盤である学校生活が嫌で自殺に追い込まれるさまは、考えただけでもいたたまれない思いです。私はこのいじめは決してなくなることはありませんと考えます。しかるに、いじめる側、いじめられる側、これが事件になった場合、双方にとって不幸なことであります。先生方はいじめに対する万全策をすべからず持ち合わせているとは考えられませんが、初期の段階であれば、事が大きくならずに解決できることが考えられますが、このことについて当町の教育現場での実態と、このことに対する処方はどうのようにしていくのかお伺いします。

二点目は、小学校六年生と中学校三年生の全国学力テストについてです。これは既に四月に実施されております。なおかつ、抽出方式で選ばれた学校のみテストということですが、このテストはどのような趣旨で実施されているのか、また、当町の学校はどのような実態の中にあるのか教えていただきたいと思えます。また県内、あるいは上北郡下でどの位置にいるのか、そしてどのような方法がもつと学力を上げることができるのか、施策と考えをお伺いしたいと思います。

最後に、学校における食の教育についてです。八月十七日付東奥日報紙のコラムに、ふえる生活習慣病予備軍と題しまして、ある大学の先生が寄稿した記事をごらんになった方もおられるかと思えます。内容は小・中・高の二割が総コレステロール値が異常域であり、これは食の欧米化が原因であり、生活習慣病が懸念されるということです。私は、健康でいられ、なおかつ長寿でいられるのは、一つは食に対する考え方が大事になると教育の中でとらえていくのが望ましいと考えます。そこで、身体検査等の中で血液検査が実施されているのか、また朝食抜きで登校していないかなど、学校における実態と率直な見解をお伺いします。

以上、質問事項二点から要旨六点における回答を願ひ、私の壇上からの質問を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。



町 長（吉田 豊君）

それでは、四番、高坂議員さんからのご質問に対して、一番目の防犯灯に関する部分は私から、二番目のほうは教育長ということになっておりますので、教育長のほうから答弁させていただきますというふうに思います。

まず、防犯灯に関するところでございますが、防犯灯は町で設置したものの、または電気事業をなさっている組合からいただいたもの等いろいろご寄附をいただいたものがあります。さらには町内会で設置したものもありますが、いずれも各町内会において受益者負担の観点から、電気料及び機器の交換、修理等の維持管理費用をご負担いただいております。また新規設置につきましても、町内会からの要望のもとに町で設置し、その後にかかわる経費をご負担いただいているところであります。防犯灯の設置、維持、管理につきましては、このような形で町と町内会がそれぞれの役割を分担し、協働しながら運営されていると認識しております。ご質問のLED灯への更新というところでございますが、平成二十一年に地域活性化経済危機対策臨時交付金というのがございまして、それを活用いたしまして、四十五町内会、四百六十基をLEDに更新した経緯がございます。また、町内会の防犯灯の更新にかかわる助成制度についてでございますが、六戸町防犯灯補助金交付要綱、町防犯協会LED防犯灯設置補助金交付規程によりまして、LED灯具、支柱の新設、更新、修繕等に補助金を交付しておりますので、既に助成制度は現状の段階で存在しております。町内会への支援は過去から比べれば相当充実しているというふうに思っているところでございます。ただ、町内会の皆さんからの意見をまとめたの形、あり方という部分との相談になりますので、その点をご理解いただければありがたいというふうに思います。ご質問のとおりなことでありますが、LED灯の設置に関しては、そのように町としては助成制度が存在するというところをお答え申し上げて答弁とさせていただきます。

議 長（苦米地繁雄君）  
教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

では、高坂議員の教育関係についてのご質問には私からお答えいたします。

まず、いじめについてですが、いじめによりみずからの命を絶つ悲しい事件や、いじめられる児童・生徒の悲痛な声に接するたびにやるせない思いに至り、大きな社会問題であると認識しております。いじめは決して許されないことであり、またどの子供にも、どの学校でも起こり得るものであると言われておりますように、町内の小・中学校からいじめに関する報告を受けております。町内小・中学校のいじめに関する実態と現況につきましては、毎月開催されます校長会や学期ごとの報告、緊急的なものについては電話あるいは事故報告書等によって、発生状況の把握を行っております。また、今年度から教育課に配置されました教育相談員が、毎月定期的に学校を訪問し、学校の現状や取り組み状況から、また教員との情報交換や児童・生徒の食事会などを通じても実態把握に努めております。いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る、このことを前提に、各学校ともに日ごろから児童・生徒の動向を見守りつつ、定期的にいじめアンケートや級友アンケートを実施し、早期発見と早期対応に取り組んでおります。去る七月十三日の校長会で、また七月二十五日の校長面談を通じて、いじめはあるを前提にいじめ防止の対策を講じるよう要請し、早期発見、早期対応、そして厳しい姿勢で臨み、広く周知することを確認しております。現在までいじめの対応につきましては、事情聴取、児童・生徒と保護者への対応、そして事後観察と指導、他の生徒への注意喚起指導など適切に実施されているものと思えます。今後ともいじめ防止のため、いじめは人間として絶対許されないこと、そして相手をいたわり親切にすることなどの道徳教育を一層充実させつつ、学校保護者、地域連携を深めながら、いじめの根絶に取り組んでまいり所存であります。

次の、全国学力テストの実態と当町の学力レベルについてお答えいたします。

平成二十二年度から、抽出調査となり、平成二十四年度は小学校一校、中学校二校が調査の対象となっております。また、小学校二校は希望調査を行い、町内小・中学校五校が本調査に参加しております。調査結果の活用等については、実施教科が国語と算数、数学及び理科の三教科のみですので、必ずしも学習指導要領全体を網羅するものでないことから、本調査の結果については、児童・生徒が身につけるべき学力の特定の一部であると考えてお

ります。このことから、本調査の結果は、各学校の課題の把握や児童・生徒一人一人の学習改善、学習意欲の向上につながる資料として活用し、さらには教育委員会の教育施策や、学校に対する支援策の立案に役立てていきたいと考えております。

また当町の学力レベルについては、小学校においては平均通過率を県、全国と比較すると、若干下がっております。中学校においては、通過率は県、全国と同レベルであります。本調査の特徴としては、知識、理解よりも知識を活用するほうに課題が見られるため、今後の授業の改善に生かすよう各学校に働きかけていきたいと考えております。

なお、町及び上北郡へのご質問もございました。町としては知・徳・体、もちろん学校教育必要です。今年度は特に児童・生徒の能力開花と生きる力をはぐくみ、夢の実現を通して社会に貢献するという部分を少し重視して、学力向上に小・中学校さん、少し力を入れてもらっております。これも、生徒の頑張りはもちろんですけれども、学校さんも夏季休業中、ご存じのように児童・生徒、出向させながらいろんな手だてを講じております。また、学力向上には地域の協力も必要ということで、連合PTAと、今、学力向上に対するお互いの協力関係を構築しつつあります。第三回まで会合が終わっております、第四回目にはある方向性が見出されると思っております。それから、上北郡はやはり県と比べるとちよつと考えるべき部分があります。このことは教育長会でも問題にするということで、九月の下旬に問題提示を試みたいと考えております。

最後の学校現場での食に対する教育についてですが、子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であると考えております。また、食育は生きる上での基本であり、学校教育においては、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものととらえております。各学校では平成十七年の食育基本法を受け、さらに平成二十年の学習指導要領の改訂に伴い、町内小学校三校では食に関する全体計画を立て、各教科、領域、各行事において指導し、さらに家庭とも連携した指導が行われております。中学校においては食育指導月間を設け、各教科や領域の中で、望ましい食事のあり方や栄養と健康との関係について指導しております。学校で主に家庭科での食の安全性の学習や保健体育での望ましい食習慣づくり、道徳における自然の恩恵、勤労への感謝、

総合的な学習における地場産業調べを行い、さらにPTA活動としての料理教室、栄養士による食育指導や講演会などを行い、食に関する教育として位置づけしております。  
以上で答弁とさせていただきます。

議 長 (苦米地繁雄君)

四番、高坂君。

四 番 (高坂 茂君)

それでは、再質問に入らせていただきます。

防犯灯についてですが、一つは地域の町内会で負担する外灯、ほかに公的な部分、官庁が、こういったところをLEDに変えて、しかも太陽光発電でエコ化を図るという趣旨で、もう少し六戸をアピールできるようなことを考えられないかと、これが一点。

それから防犯灯については、月々東北電力に支払われる基本料金、決まっていると思います。これは蛍光灯とそれから水銀灯、LED、どのぐらいの差異があるか、それを教えていただきたいと思います。これは事務の課長の方でもいいです。

それから、今は水銀灯式が圧倒的にありますけれども、先ほどの私の質問の中にもありましたように、旧来のもう灯具が壊れて裸になっているような蛍光灯もそのまま使われております。これは地元でそういう総会なんか言うんですけれども、やはり区長さんの判断で、ものを大事にするということもありましてなかなか更新に至らないそういったところを、区長会議の中でも行政が主導して、これには助成があるからぜひとも使ってやってくださいみたいな指導ができないものか。その三点を、防犯灯については質問したいと思います。

それから教育関係についてですが、私も四十数年前は中学校とか小学校、そのころやはり周りを見てみれば、今思えばいじめというのは絶対あるんですね、私も経験しています。それで一人では絶対にしないんですね。必ず仲

間を引き入れる。仲間がいないと逆にいじめられる。やはり力関係もありますので、そういったところを悪ふざけの中でどんどんエスカレートしていく場合もあります。高校の場合はちよつとわからないですけど、中学校、小学校からその芽はあると思います。ですから、やはりそういったところ、現場に教育長さんがみずから赴いて、教室の中をのぞいてみるとか、第三者的な見方でみれば、その教室が平穩なかどうかというのは把握できると思います。そして、子供が小さいころからいじめはだめなんだとか、やはり成長するにはそういう過程も必要だと思いません。絶対になくならないと思いますので、事が大きくなならない方策、もう一回そこら辺、教育長みずから赴いていけるのかどうか、校長会とかそういったことは毎月やっていると感じましたので、そこは安心ですけれども、それが一点。

それから学力について、この社説のところ、新聞の切り抜きがあります。これは八月十八日です。社説にあります。そして、青森県の場合、小学校、中学校ともに非常にレベルが高いとあります平均値が。小学校は全国四十七都道府県で四番目とあります。私はこれを見てびっくりしたんです。中学校も平均以上ということで、さすが青森県はレベルが高いのかと思っていましたら、今、教育長さんの答弁の中で、やはりわが六戸町の小学校はちよつと平均値以下と、それから中学校は平均であるということは、県下から見れば中の下になると思います。そういったところ、それから、この中で要因とかそういうのが書かれております。それで隣の秋田県は非常にレベルが高いとあります。これはなぜか。それはやはり学校と家庭の連携がうまくいっている。やはり学校の先生が宿題とか家庭に赴いたりして、こういう指導をしてください、勉強をさせてください、そういったところがやはり連携がとれていると、私はそういうふうに感じております。それから、その勉強する時間も絶対的に足りない。そういったところ、研修の中でもいいと思います。やはり気づいたところからどんどん進めるべきで、やはり県のレベル以上にはぜひこの地域がなつてほしいなと思います。そこら辺のこれからの考え、お伺いしたいと思います。

それから、三点目の食の教育ですけども、先生方、それから地域の保護者の方々、学校教育の中では、食の大事さ、それからとり方、お話ありましたように、それは理解できます。ただし、質問の中にありました健康診断さ  
れていると思います。その中で、コレステロール値とか血糖値とか、そういうのは血液を採取してみないとわから

ないところがあります。そういったところ、多分これはお金がかかります。これは北川博敏先生が書いたやつです。野菜や果物を食べる予防とかあります、この食の教育ですけれども。コレステロールを調べるには血液を採取しなければなりません。ということはお金がかかります。といったところで教育長一人の判断ではできないと思いますけれども、これは町長さんのほうからも、この健診に対しての助成はするから、もうちょっと子供たちの健康に関しての啓蒙というんですか。そうすれば野菜の摂取量が絶対的に不足している。これは同感です。私も小さいころは野菜は嫌いでした。今は一生懸命とっております、もうこの歳になって。ですから、今の若い世代の親御さんたちも、私の家族いますけれども、野菜をとらないですね。肉だけ、それからファストフード、そういったものを見てみるとやはり心もとない。ですからやはり、この健診の結果を見て、学校から家庭に、あなたのお子さんは今こうですよというふうな指導ができれば、親が率先して野菜とか果物をとるようになると思うんです。そうすればおのずと子供たちもとるようになる。ここをひとつ、私は要点として、もう一回、教育長なり町長からの答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

町

長（吉田 豊君）

まずはLEDの外灯についてのことを申し上げたいと思います。ご存じのように節電の状況がございまして、特に三八地区のほうでは道路等における外灯も相当消しております。上十三では消していないような状況があります。が、例えて言うなら、六戸の町の中の外灯も千鳥にしたらいんじゃないかという投書もいただきました。しかし、実際の器具がLEDにかえられないというのと、実際に半分にしても、定額なので料金は同じということがありまして、今のままになっております。それぞれの地域にあって、私どもとしては消さないでいますし、新たに更新する場合はLEDでもって対応しています。また、どちらの町内会とも関連ない場合でも、設置するに当たりまして

は、町としてはご質問にありますように、LED器具でもっての外灯というように今はやっておりますので、一気にかえるというのは、その状況に応じて街路灯、公道等における部分も違ってまいりますので、完全に支柱から全部かえなければいけないということも出てまいりますから、随時その状況に合わせながら、更新する際には、ご質問にありますように、コスト、電気代等がかからなくて、そして確実についていくLEDという部分に切りかえながら今後やってまいりたいというように思っています。

料金の差のほうは、ちよつと担当課長のほうから、ご質問のとおり大体半額だと思えますが、答えさせます。

交換、更新ということでございますが、先ほど申し上げましたように、更新等も助成対象になっておりますので、町内会等、その都度都度、間接的な場合もありますけれども、更新の事業がありますよということは申し添えておりますので、また区長会議じゃなくても、普段ありましたら役場のほうにご相談くださいと、ほかのほうがやっているのはどういふふうになっているのかもお知らせしたいというようなことは尋ねていただいた先立ちの方々にはお話をしているところでございます。LEDに関しましては、そのような状況でございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

教育長からのあれですが、先ほど町長からこの食育に関する部分が出てきたらどうかということでございますが、先ほど答弁がありましたように、食育という部分は、ご質問のとおり、非常に重要なものとして六戸町としてもいろんな事業をやってきております。今、血液検査とかそういう部分をやっているかどうかというのは、ちよつとこれはまたPTAやみんなとの相談のことになるのかも知れませんが、仮に実施することがベストであるというような答えがあつて、実施したいという考え方が学校及び親御さん方にあるのであれば、当然のこととして町としてはそれに対応する姿勢で臨みたいというふうに思っております。

議 長（苦米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

それでは、私のほうから電気料金のLEDと水銀灯の差額についてということでございますけれども、個々の電気料金につきましては、ここで数字を申し上げるほどの資料はございませんけれども、約半額以下になるんじゃないかなと思っております。

議 長（苦米地繁雄君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

では、お答えいたします。

一つ目のいじめについてであります。高坂議員ご指摘のように、小学校、中学校、いじめが非常に多いということも知られております。小学校高学年から中学校一、二年生になるといじめは大体倍になるというデータもございます。そういう意味で、小学校、中学校、現在小・中連携というのが、南地区だと六戸小学校と六戸中学校、北地区だと大曲小学校さん、開知さん、七百中学校さんが、それぞれ年に二回ほどですけれども、小・中連携ということで、生徒指導、学習指導面、いろんな面で連携を深めつつ、いろんなものに対応しております。その充実に努めながらいじめの防止にさらに努めていきたい。それからご助言ありましたように、指導員だけでなく教育長も出かけよということは、身にしてみても取り組んでいきたいと思っております。

それから学力についてですけれども、秋田県が高いというのは高坂議員ご指摘のとおりです。地域が非常に関心が高い、取り組むということですので、先ほど言いましたように、六戸町でも今年度、連合PTAの五人の会長さん、それと学校の校長会の会長さん、それから連合PTAの事務局、六戸中学校の教頭ですけれども、それと教育委員会と入って、一緒にキャッチフレーズのなもの、また、いろんな家庭でも使えるようなものをつくりながら、いろんな機会に生徒、保護者ともども意識を新たにして取り組もうということが進んでおります。今ちよつと見守



りいただきたいと思っております。

それから食育についてですけども、血糖値、血液検査というと、これはなかなか難しい部分もあると思いますけれども、今年度の全国学力状況調査によると、朝食を毎日食べていますかという問いに、小学生は九五・五%が毎日朝食は食べていますと、内容まではわかりませんが、ですから県平均が八九・八%ですので、かなり子供たちは朝食はきちんとしていて、中学生になると、九〇・〇%、これでも県平均は八五・四%ですので、県平均よりは中学生の生徒さんも朝食はきちんとしていているということです。それから、夕食になると、家の人と一緒に夕食を食べていますかという問いには、小学生は九五・五%、ですから朝食と同じくらい夕食もきちんと保護者の方ととっている。それから中学生になると、習い事とか部活動とかいろんなものあると思います。ちよつと下がって六七・〇%、これでも県平均は六〇・五%ですので、六戸町としては朝食、夕食とも県平均よりは、内容は別にしてきちんととっているし、保護者とも一緒にとっているという実態がございます。あとは内容とか、フアストフードの部分は、先ほど言いました連合PTAの中にも組み込もうと思っている、朝食をしつかりとろうとか、生活リズムをつくって脳を活性化させようとか、いろんな部分で今後とも生かしていきたいと思っております。高坂議員のご指摘を前向きにとらえながら、町政に生かしていきたいと思っております、よろしく願います。

議

長（苦米地繁雄君）

四番、高坂君。

四

番（高坂 茂君）

最後ですけども、私は障害の子供を持っていますけれども、毎日、おいらせ町のあかしや寮というところへ送迎しております。おいらせ町に入ると、公道ですけども、町道なのか県道なのかわかりませんが、全部水銀灯がきれいに配置されております。防犯灯に意識がないとあれ見ることはありません。私もこの質問のことを考え

たときに、初めてその水銀灯を、もう何年も通ってますけども、で、はっと気づきました。じゃ、我が町はどうなのかと、我が町内会はどうなのか。で先ほどの質問の中に言いましたけれども、旧態依然として変わっていない。町長は成人式で、井の中のカワズ、大海を知らずと申し上げましたけれども、灯台もと暗しと言いましょか、言われてみないとわからないですね。多分これは町費で賄っているかと思えます。あそこは豊間内ですか、それから木下地区なんですけども、それから外人ハウスもあるんです。そういったこともあって、それからおいらせ町の町内で唯一人口がふえているという地域だと思っんですね、あの地域は。ということもあって、町でそういうふう整備している。とても整然として同じような灯具です。ちよつと奥まったほうに人家があっても、そちらのほうまで全部ついております。一本一本どのくらい距離があるがわからないですけども、三十メートル、せめてないところでも二本に一本置きにあるぐらいで、そういったこともありまして、この防犯灯について私は今質問したところです。ぜひ行政も主導しながら、地域のほうで暗くないですかと、そういったところを市長は助成しますよと区長さんに働きかけるのも行政の務めだと思いますので、私も町内会の総会に行ってきましたけれども、やはりお金がかかるということで、それと一灯つけるごとに維持費が、さっき半分と言いましたけれども、蛍光灯だと二十ワット、四十ワットで四百十何円、私は会計をやったことがあります、ということは十二を掛けますから五千円ぐらい、一灯つけるだけで五千円かかります。ですから二の足を踏む。ですから、これ以上は言えないというのもありました。でも、やはりその地域の活性化とか住みやすい町とか、犯罪の抑制上からも必要だと思いますので、ぜひ一考、考えていただきたいと思えます。

それから、教育についてですが、教育長さんから前向きな回答をいただきました非常に安堵しているところです。六戸町の教育力というんですか、学力というのもわかったところで、やはり地域と、それから保護者、学校と連携して、学力アップ、ひいては国力の向上につながっていくものと私は考えます。オリンピック選手も金メダルを取っています、青森県内から。学力でも、そういった金メダルを取れるようなですね、そういう素地を、この六戸町もぜひとも素養していただきたいと思えます。

健診というのはこれから話し合いということも、町長さんの回答得ましたけれども、やはり六戸町は、そういつ

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

たところどんどん先駆的にやっていると、外にも内外にアピールする、それが町外、要するに県外からも、六戸はすばらしいところだと、人口減、ふえているときのうデータありましたけれども、もつとですね県内でも誇れる町にはなれるように、ぜひとも前向きに検討していただきたい。

以上、最後の質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

町長  
長（吉田 豊君）

外灯に関してでございますが、他の自治体のことを例に出してお話ございました。実際は大海を知らずと言いましたが、私に言わせますと、六戸の町民のほうをはるかに上であるというふうには認識しております。なぜならば、今例えとして示されました自治体、電気料及び設置料、それらにおいて大変な負担をしていて、撤去できないかというような考え方をしているという話を担当者からも聞いたことがあります。政策的な意味の中で、すべてただなものですから、どんどんつけさせるといって、その経費が大きくて大変だという話があります。果たしてこんなに電気をつけなきゃならないんだらうかという話をしていられる方もいらっしゃると思います。暗いよりは明るいほうがいいとは思いますが、そのような設置状況から、今お話されたような形になっていらっしゃるんだらうと思います。

なぜ六戸が立派かということになりますと、先ほど申し上げたように、町内会を含め、これは古くからなんでありますけれども、それぞれが受益者負担という意識と、その自分たちがどのようなようにして明るさとのバランスをとっていくのかという部分を、明るいほうがいいというのは百もわかっているけれども、それらとのバランスをとりながらそれぞれやってきているという、このような歩み方をして六戸町民のほうで、私はこれからの社会にとって合っている町民ではないかと逆に思っております。ですから、今ご指摘のような形の中で、町が協力はいたします。同

じように明るくやるための、同じような環境をつくるということになれば、全部ただで何でもやってやるという環境になりますので、私はそのようなことは毛頭考えてはおりません。今までやってきた方々のご苦勞、そしてこれからいくべき、徐々にプラスになるべき改善という部分は、みんなと相談しながらやっていかなきゃならないと思いますが、今やっている姿勢という部分はすばらしいものだなというふうに思っております。確かに負担は出ます。そして町内会と協議しているところは、小さな町内会でも、それらのことに集中しながら更新している町内会も実際にございます。お金があるではなく、どうつくり上げて自分たちの環境をつくるかということに専念されている町内会もありますので、やはりそれらの方々を尊重しつつ、かつ皆さんでもって、自分たちのところをどのようにやっていくかということを目指しながら、しかし、どうにもならない点はやはり相談しながら、町としても協力することを、相談できるような環境で歩んでいければいいなというふうに思っておりますので、今日までの歩み、それぞれの自治体における設置の仕方の根本的な違い、それらのことを認識していませんと、何でもかんでもただになってしまう。私は不適當な、これは今事例に出した自治体ばかりではありませんが、ほかも知っておりますけれども、そちらのほうは全部やめたいと、外したいというのが本音のようでございます。せいぜいあと三分の一あればいいんじゃないかというような形でお話されている方もいますので、六戸が特にだめだというふうには私は思っております。

以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

教育の効果を上げるには連携が大切だと、ご指摘のとおりだと思っております。本人の頑張り、それから学校の取り組み、保護者の協力、地域、社会、行政、この五者が連携して初めて大きな成果が上がるものと認識しており

ます。子供たちにも、自分の夢の実現を通じながら、広い世界で活躍してくれる人物を輩出する、それは願いであります。そういう共通の認識のもと、これからも行政に携わっていきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

議 長 (苦米地繁雄君)

三回目の質問が終わりました。

これで四番、高坂茂君の一般質問が終わりました。

続けてやらせていただきます。

次に七番、河野豊君の発言を許します。

七 番 (河野 豊君)

七番、河野豊でございます。四番バッターということで、お昼も間近に迫っておりますので、町長の答弁も手短けによりしくお願いいたします。

それでは、おはようございます。厳しい残暑が続いておりますが、きょうの新聞によりますと、県内二十三観測地点のうち二十地点で平年を四度から五度上回り、過去三十年間で最高を記録しました。また、この暑さは戦後三番目の暑さといえますから驚きです。一方では、一時間あたり五十ミリ以上の激しい雨の回数も、全国では百八十五回余りと突出し、各地で甚大な被害をもたらしています。このことは奥入瀬川沿いに暮らす町民にとっては大きな関心事の一つではないでしょうか。この地域は、非常に皆さんも感じているとおり、災害の少ない地域ではないのかなと思っておりますけれども、今申し述べましたようなことが万が一発生したとするならば、もしかすると甚大な災害が発生する兆しは非常に大きいと思えます。そういう意味におきまして、災害が発生する前の手だてを、町民の皆様とともに真剣に取り組む必要性を感じる次第でございます。

それでは、通告に従い一般質問に入ります。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

最初に、道路維持管理についてお尋ねいたします。道路修繕、草刈り等どのような手法で管理しているか。二つ目の質問として、太陽光発電補助金について質問します。一点目として、太陽光発電補助金は、今年度予算で百六十万円を計上していますが、予算超過の場合はどのような処置になるか。二点目として、来年度に向けて申請方法の見直しはあるかを質問いたします。以上、壇上からの質問といたします。

町 長（吉田 豊君）

それでは、七番、河野議員さんの質問に、早速ではございますが、お答え申し上げます。お答え申し上げます。道路修繕、草刈り等、どのような手法で管理しているかというご質問に対してお答えいたします。

道路の維持管理につきましては、町道を中心として実施しておりますが、最初に修繕の必要な箇所を把握し、職員によるパトロール、町民並びに各方面からの情報提供等により把握しております。情報のあった箇所については、直ちに職員が現場に駆けつけ、写真を撮るなどして状況を把握し、また状況によってはバリケード等で通行どめなどの規制を行い、穴の補修作業を実施します。その後は、写真等をもとに、危険性、緊急性等について対応方法を協議いたしました。職員による直接作業、もしくは業者への発注をしているところでございます。日ごろから欠損箇所など危険な箇所の把握に努力しておりますが、職員のパトロールですと限度がございますので、町民からの情報提供もお願いしてまいりたいと思っております。

次に、除草作業業務についてでございますが、現在のところ、町内の重要な路線については、年に一回と二回の路線に分けて委託しております。また、交差点やカーブ等で見通しが悪く、早急に除草が必要な場所については、職員が直接実施する場合があります。さらに各町内会においては、春先やお盆前に道路普請と称し、または道路清

掃という名称かもしれませんが、毎月のそのような活動でもって、毎月の清掃活動とか、地域活動としてご協力をお願いしている箇所も数多くございます。今後も安全・安心な道路の環境の整備にできる限りの努力をしてみたいので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、太陽光発電設置補助金についてということで、予算超過の場合はどのようにするかということでございます。太陽光発電設置補助金についてでございますが、現在、町の住宅用太陽光発電システム導入支援事業の申請件数は、現在二件でございます。そのほかに国に申請をし、受理決定通知書を受理した方で町の補助金の問い合わせのあった方は七人でございます。また、このほかに二十数件の問い合わせがございます。今後につきましては、申請状況等を見ながら検討していくこととなります。実際予算超過になったらということでございますが、そのようになれば、また状況に応じて対応していくというふうに考えているところでございます。

来年度において申請方法の見直しがあるかということのご質問でございますが、制度が始まってからまだ五カ月を経過したところでございます。現在のところ、町民の皆様や事業者の皆様から特段見直し事項等のご意見、ご要望は寄せられておりませんが、来年度におきましては、今年度の状況を踏まえ、また国の補助制度の動向を見て、改めるところがあれば検討を加えてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議

長（苦米地繁雄君）

七番、河野君。

七

番（河野 豊君）

道路維持管理についての質問なんですけれども、なぜこんな質問をしたかと申しますと、けさほど建設下水道課長のところに行って、路線名とか確認してきたんですけれども、七百大曲線、特に今まで県道だったところ、柳沢

の元酒屋でございました鈴木酒店のところからローソンに行く道路なんですけれども、あそこは道幅も非常に狭いんですね。そういう状況の中で、つい最近まではもうもうとしていたんですよ。二、三日前に見たら草刈りしてあるから、これは一般質問になじまないなと思ったりもしてはいるんですけども、先ほど町長のほうから、適時見て草刈りをしてますよという答弁だったんですけども、正直に言って、昔は草刈りといえれば各建設業者さんが請け負っていたのが普通だったと思うんですけども、最近はほとんどがシルバー人材のほうに依頼しておるのが一般的だと見えています。そういう状況を見ますと、予算的な措置から見ますと、恐らく旧来の予算の半分以上で済んでいるかと思うんですね。そういうこともあって、あそこの道路というのは、結局通学路にも入りますし、あの辺の通目木地区の柳沢方面の子供たちというのは、店屋というのはないんですね。となると結局ローソンまで歩いて行くんですね。そうしますと、あの草ぼうぼうの中を歩いていつている状況を見てましたので、これは何とかしなきゃいけないなと思っっています。ですから、この通学路、多分あそこは通学路になっていると思うんですけども、その辺も含めて、草刈りの管理をどのように、どのような形で管理をしているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、インターネットでも見ましたけれども、今、町長が壇上でしゃべられたとおり、いわゆる穴ぼこだとかそういうところの修繕のことは、るる書いてございます。一つは、穴ぼこだとか結構大きいもの中にはあつたりしていますので、もちろん町民からとかいろんな方からの情報がなければ、これは見えないところもあります。そういうところについては、冬になると雪が降れば当然見えなくなりますので、迅速な対応をまずお願いしたいと思います。

次に、太陽光発電の設置補助金についてなんですけれども、今、町長から答弁があつたとおり、六戸町においては今二件だけですよということ、そのほかに補助金の決定受理通知をいただいた方が七件ですか、しかないというお話なんですけれども、結局前回もお話をしましたとおり、六戸町は補助金交付決定通知書が来てからじゃないと申請ができませんから、いろんなところから情報を得たにしても、恐らく七件とかではないと私は見えています。一番重要なことは、新築をなされている方々から、建築屋さんも含めてなんですけれども、六戸町の太陽光の補助金



はどうなっているんだと、要するにもらえるのか、要は当たるのか当たらないのかよくわからないと。前回も質問しましたとおり、ほかの自治体では、建築する時点でもって申請ができる制度になっておりますから、自治体も概ね何件、受理が来たんだと、そうすると予算が何ぼですから何ぼまで受け付けできますと、現に八戸はもうその受け付けを終了しています、要は満額になっていきますから。新築の方は、そういうことで安心して決定通知書をもってますので、安心して着工できるんですね。ところが六戸町の場合は、その交付決定というのは、前回も説明したから皆さんわかるかわからないかあれですけども、要は新築が全部完了して東北電力の検査が終わりました、それから完了報告書を国のほうに申請します。そうしますと約二カ月くらいかかります。やつと二カ月くらいたつてから交付決定通知書なるものが建築主に届きます。それをもって六戸町の場合は申請しなければいけないんですね。そうすると、町も何ぼあるんだか状況が把握できない、建ててるほうも、これはなんだもんだべと、どうしてこうなってるんだという不信感、不安感が非常に渦巻いている状況なんですね。ですから、もつとわかりやすい状況、要はほかの自治体を見習ってもらえば一目瞭然だと私は思っています。

そういうことも含めまして、やり方も工夫していただきたいし、金額については百六十万という予算ですけども、これはあえて質問させていただきましたけども、実を言うと、企画財政課長とも内々にはちよつとお話をさせてください、オーバーしたらどうするんですかということをお聞きしましたら、そのときは議会のほうとご相談をさせていただきながら対応させていただきたいと思うということで、前向きな答弁をいただいておりますけども、あえてやはり公の場所できちんとした形でお答えをいただきたいという思いから質問をさせていただきますことを、企画財政課長、ちよつとご了解いただきたいと思っております。

以上、二回目の質問を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長（吉田 豊君）

草刈りと維持管理にかかわる部分を担当課長のほうから答えさせますので、よろしくお願いします。ちなみに町道は三百十キロほどございます、除草とかそういうのをやるのは、先ほどの例は、私もあそこは草が伸びているなというふうに思いましたので、もっと早く対応しておいたほうがいいかなというふうに思っております。

太陽光の件に関しましては、その状況に合わせながら予算的な意味は対応していくつもりでございますので、ただ制度的な形の中にあリましては、本年度もこのような形でスタートしておりますので、それでいかざるを得ないというような認識でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長（苔米地繁雄君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

町道の草刈り作業をどういう形で管理しているかということなんですが、委託をしております。先ほど町長も申し述べましたけれども、町道の延長については三百十キロほどあります。これについてはすべてはやれないのが現状でございますので、その中から重要な路線をとということで、三十三路線について、おいらせ広域シルバー人材センターさんのほうに委託をして実施しております。その内容ですけれども、期間は五月一日から十月三十一日まで、作業の内容ですけれども、作業員は六人一グループとして八十日間を契約しております。路線によっては一回の路線と二回の路線、状況を見ながら三回になる場合もありますけれども、その年の天候の状態、それらによって若干、その回数とかが違ってきますけれども、そういう形で委託のほうをしながら、町のほうで指示をしてシルバーさんのほうで作業をするというように形で実施しております。

それから、道路の維持管理の件なんですが、欠損部等の把握については、先ほどもありましたけれども、職員のパトロール等だけだと、細部まで発見することが非常に困難なものですから、先ほどもありましたけれども、町民か

らの情報提供もお願いしながら把握し、迅速に今後も対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願  
いします。

議 長（苦米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

太陽光発電につきましては、先ほど再質問で町長がお答えいたしました。今後における申請状況を見ながらとい  
うことで今年度は対応してまいりたいということでございます。

議 長（苦米地繁雄君）

七番、河野君。

七 番（河野 豊君）

道路維持管理については、今、下田課長のほうから答弁いただきましたけども。まず今の議案にも提案されてい  
ますとおり、車の破損だとかそういうことも上がってきていますので、そういう状況を踏まえて、やはり迅速な対  
応、そしてきめ細かなパトロール、管理、そのところをよろしくお願いしたいと思います。

それから太陽光設置補助金については、先ほどから申し述べましたとおり、補助金がいわゆる今年度と来年度、  
二年間ありますから、今年度の分については、オーバーしたり、いろいろ状況があったにしても対応可能な状況に  
あると思います、正直に言って。ただ、来年度の末あたりについて、今の申し込みの状況を踏襲するならば、  
非常に困った状況、逆に言うど役所側に不安感が出てくるような気がいたします。これは、私は言うまでもない、  
恐らくその感じは持っていていらっしゃると思いますので、その辺は真摯に受けとめていただいて、なんとか町民とい

うんですか、新しく住宅を建てられる側の立場に立った施策をぜひともお願い申し上げて、私の質問を終了させていただきます。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず道路に関しましては、破損箇所、大きな災害等における場合は当然ではありますけども、穴ぼこがあつて、ほとんどが大丈夫であつても、たまたまそこに落ちて車が破損した、そういうようなことまで補償しなければならぬ。果たしてそれが正しいのだろうかという議論も実際ございます。六戸としては、そういうものがありましたも一応補償をしておりますけども、全くそれはいたしませんという自治体もあります。道路が完全に壊れてしまったものを放置している場合は別ですけども、そういうような運転手の過失、前方不注意もあるかもしれないというようなことに関してはやめていなくていいところもありますが、私どもとしては一応対応しております。できるだけ課長が答えたように、危ない箇所、事故を起こすような箇所があれば直ちに対応したいと、遅くてもきょう受けると、明日には現場を確認しに職員が行つてますので、いろんな情報を賜ればというふうに思います。そのように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、太陽光発電の設置補助金でございますが、こちらのほうは二年ではなくて三年間となつておりますから、それらの状況の中での対応をしてまいりたいと思つておりますので、よろしくひとつお願い申し上げたいと思ひます。

議 長（苦米地繁雄君）

三回目の質問が終わりました。

これで、七番、河野豊君の一般質問が終わりました。

これもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議を九月七日午前十時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午後零時八分）